

■View-Chintai 使用許諾契約書■

この使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様（法人、個人のいずれかを問いません）とリーベンブルーメン有限会社（以下「弊社」といいます）との間で下記製品に関して締結される法的な契約です。

製品名：View-Chintai（以下「本ソフトウェア」といいます。）

お客様が、弊社設置のレンタルサーバに対して本ソフトウェアを使用することにより、もしくはお手元に届いたパッケージを開封したことにより、お客様は、本契約にご同意いただけたものとします。本契約に同意されない場合は、ご使用頂くことはできません。

尚、本ソフトウェアとは、弊社提供のコンピュータプログラム、プログラムを組み込んだ媒体、それに関連した印刷物、および電子文書等を言います。

第1条 ライセンスの許諾

本契約は、お客様に対し以下の権利を許諾します。

1. お客様は、本ソフトウェアをお客様のコンピュータにインストールしていただくことにより、弊社設置のソフトウェア「Viewシリーズウェブシステム」にアクセスして使用することができます。
2. 本ソフトウェアについてのライセンスを複数のコンピュータで使用することはできません。
3. 複数のコンピュータにおいて本ソフトウェアを使用する場合、同時に使用しない状況であっても、本ソフトウェアがインストール、使用、表示または実行されるコンピュータごとにライセンスを取得しなければなりません。

第2条 著作権

本ソフトウェア及びその複製物に関する全ての権限及び著作権は、弊社に帰属します。また、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権及び国際条約により保護されています。

第3条 禁止事項

1. お客様は、本契約に基づき本ソフトウェアの使用権のみを取得するものです。お客様は、弊社の承諾無しに、弊社の商号、ロゴおよび、弊社の有する商標を使用してはなりません。
2. お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。
3. お客様は、本ソフトウェアを改変することはできません。
4. お客様は、弊社による承諾無しに本ソフトウェアを第三者に貸与、レンタル、リース、譲渡その他一切の類似の行為をすることはできません。
5. 本ソフトウェア又はその複製物を第三者に配布することは、弊社により許諾を受けた場合以外は禁止されます。
6. お客様は、弊社が発行したシリアル番号及び暗証番号等の本プログラムのライセンスに係る情報を第三者に公開してはなりません。

第4条 責任の制限

弊社は、本ソフトウェアおよび「Viewシリーズウェブシステム」がオンラインマニュアル等に記載された機能を有することのみを保証し、お客様が要求される機能を有することを保証しません。万一、本契約締結後90日以内に本ソフトウェアおよび「Viewシリーズウェブシステム」に弊社の責に帰すべき重大なプログラムの欠陥（以下「バグ」といいます）が発見された場合、バグを解決する

ための追加プログラムまたは、新たなプログラムを無償にてお客様に提供するものとし、これをもって弊社の責任の限度とします。

万一、バグが解決できない場合でも、弊社の責任は、本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

第5条 損害に関する免責

前条に規定する以外弊社は、お客様が本ソフトウェアおよび「V i e wシリーズウェブシステム」の使用若しくは使用不能またはサポートサービスの提供若しくは提供不能から生じる偶発的あるいは間接的な損害、または受けられるべき救済の損失、得べかりし利益の損失、その他使用に起因して生じるいかなる損害に対しても責任を負いません。上述の制限は、法律上の瑕疵担保責任、不当利益、不法行為、その他請求原因、訴訟形態のいかんにかかわらず、また当事者がこのような損害の可能性を連絡されていた場合であっても同様とします。

第6条 契約の解除

1. お客様は、書面により事前に弊社まで通知することにより、いつでも本契約を終了させることができます。
2. お客様が本契約に違反した場合、弊社はお客様に対し何ら通知・催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができます。
3. 弊社は、本ソフトウェアおよび「V i e wシリーズウェブシステム」が第三者の特許権、著作権またはその他の財産権を侵害するとの異議申し立てを受けた場合、またその可能性がある場合、30日の猶予を持って本ソフトウェアの使用権を消滅させることができます。

第7条 契約の終了

1. お客様が本ソフトウェアの使用を放棄した場合または本契約が解除された場合、お客様は直ちに本ソフトウェアの使用を中止し、弊社は速やかに弊社設置の「V i e wシリーズウェブシステム」及び複製物の全てを破棄します。
2. 本契約の終了にもかかわらず、お客様に本契約違反がある場合は、弊社はお客様に対して本ソフトウェアなどを回収する権利を得るものとし、回収にかかる費用はお客様の負担とします。

第8条 その他

1. 弊社は、お客様の事前の許可および事前の通知なしに、本ソフトウェアおよび「V i e wシリーズウェブシステム」の仕様の変更を行うことができます。
2. お客様が本契約のいずれかの条項に違反したために弊社が損害を受けた場合、お客様は弊社に対し損害賠償の責を負うことがあります。
3. 本ソフトウェアについて、お客様と弊社または弊社以外の提供元との間で本契約の条件と異なる契約が締結されている場合は、本契約条件が優先して適用されるものとし、本契約は、日本国法に準拠するものとし、